

平成12年2月21日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省畜産局畜産経営課長

家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）は平成11年11月1日に施行され、同日付で、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針が公表されるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について（11畜A第2607号農林水産省畜産局長通知）が通知されたところである。

法第3条第1項の規定に基づく管理基準の適用については、施設整備に一定の期間を必要とすること等を考慮して必要な猶予期間が設定されるとともに、基本方針においては、処理の効率化、低コスト化等を図りつつ施設の計画的整備を促進する必要性が示されているところである。

また、都道府県計画においては、野積み、素掘り等の改善を図るため、地域の実情を十分に踏まえた上で、共同処理の促進等を含めた今後5年間における施設整備の目標を示すこととしており、その達成を図るため、畜産を営む者のみならず、国、都道府県、市町村、農業関係団体等関係者が一体となって計画的に取り組む必要がある。

このため、今後における家畜排せつ物の低コストでの整備を円滑に推進する観点から、今般、別紙のとおり「家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について」を定めたので、ご了知の上、その円滑かつ適確な実施について特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について

- 1 家畜排せつ物処理施設の整備については、飼養頭羽数、たい肥等の還元用農地の確保状況、施設整備のための資金の調達状況等個々の状況を踏まえて、最も適した家畜排せつ物の処理利用方法を決定の上、計画的に整備を進めていくことが極めて重要であることから、畜産業を営む者に対して、施設整備に当たっては、施設機械メーカーの施設等のシステムの概要（構造、処理方式等）や価格、維持費等について十分な検討を行うとともに、予め都道府県の指導機関と連携を図るよう指導願いたい。
- 2 整備する施設の内容等具体的な検討に当たっては、見積合わせを行う等によりできる限り低コスト化が図られるよう畜産業を営む者に対して指導するとともに、当該畜産業を営む者が施設整備等の内容を適切に決定できるようにするため、飼養頭羽数に応じた、標準的な施設必要規模、過去における補助事業やリース事業等により整備した施設等のシステムの概要や価格帯の実績等必要な情報の収集と提供に努められたい。
- 3 補助事業やリース事業等により整備した施設機械の稼働状況に関する情報の収集に努めるとともに、特に問題のある事例に関しては、施設機械メーカー又は施工業者の名称、施設等のシステムの概要、問題の状況及びその原因、問題発生時におけるメーカーの対応状況等必要な事項を別紙様式に記入の上、随時、地方農政局を経由し（沖縄県にあっては沖縄総合事務局を経由、北海道にあっては直接）、農林水産省畜産局畜産経営課宛報告願いたい。

別紙様式

家畜排せつ物処理施設・機械稼働状況報告書
(問題事例報告)

平成 年 月 日
_____ 県

- 1 施設・機械の所有者名および住所

- 2 飼養畜種及び頭羽数
(たい肥センター等共同利用施設にあつては、受託農家戸数、処理量を記入すること。)

- 3 施設・機械の種類および取得年月日

- 4 施設・機械のメーカー名又は施工業者名および住所

- 5 施設・機械のシステム概要

- 6 問題の状況および原因

- 7 メーカー又は施工業者の対応状況

- 8 備考

事務連絡
平成12年9月1日

各地方農政局生産流通部畜産課長殿

畜産経営課畜産環境対策室
自給飼料課草地開発計画推進室長

たい肥舎等建築コストガイドラインについて

家畜排せつ物処理施設の低コスト化の重要性及びその具体的な取組方向については、「家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について」（平成12年2月21日付け畜産経営課長通知）において示されたところである。

このことと併せて、これまでの補助事業等の実績を踏まえるとともに、今般、畜舎設計規準の改訂が行われ、たい肥舎について構造部門（積雪・風荷重）の設計規準が緩和されたこと等を勘案し、別添のとおり「たい肥舎等建築コストガイドライン」として単位当たりの施設整備額（以下、「標準単価」という。）を定めたので通知する。

については、たい肥舎等の施設整備コストの低減を図るため、畜産農家等による施設整備に係る指導、助言を行う上で、施設整備コストの指標として利用されたい。

また、当面の間、補助事業の実施に当たっても、標準単価を施設整備コストの指標とし、標準単価を大幅に上回る場合にあっては、事業計画の協議時等にその理由を求めることとするので、御了知願いたい。

なお、貴局管内の各都府県畜産主務課長には、貴職から通知願いたい。

たい肥舎等建築コストガイドライン

1 共同利用施設

(単位：千円/m²・m³)

区 分	単位当たりの施設整備額	
	一 般 地 域	特 別 地 域
たい肥舎	3 5	4 0
屋根掛け	2 1	2 4
尿貯留施設	3 0	3 0
スラリータンク	2 0	2 0

注 1. 工事費には施設の設計費は含むが、機械類の費用は含まない。

2. 地域区分は次のとおりとする。

一般地域：特別地域以外の地域

特別地域：豪雪地帯対策特別措置法第 2 条の規定により指定された地域及び
沖縄県

2 その他

(単位：千円/m²・m³)

区 分	単位当たりの施設整備額	
	一 般 地 域	特 別 地 域
たい肥舎	2 2	2 4
屋根掛け	1 7	1 8
尿貯留施設	2 5	2 5
スラリータンク	1 5	1 5

注 1. 工事費には施設の設計費は含むが、機械類の費用は含まない。

2. 地域区分は次のとおりとする。

一般地域：特別地域以外の地域

特別地域：豪雪地帯対策特別措置法第 2 条の規定により指定された地域及び
沖縄県

事 務 連 絡

平成19年2月16日

地方農政局生産経営流通部畜産課長
北海道農政部食の安全推進局畜産振興課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課長 殿

農林水産省生産局畜産部
畜産企画課畜産環境対策室長
畜産振興課草地整備推進室長

たい肥舎等建築コストガイドラインの改定について

たい肥舎等の家畜排せつ物処理施設整備の低コスト化については、「家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について」（平成12年2月21日付け畜産経営課長通知）においてその重要性及び具体的な取組方向について示したほか、「たい肥舎等建築コストガイドラインについて」（平成12年9月1日付け畜産経営課畜産環境対策室長・自給飼料課草地開発計画推進室長事務連絡）において、単位あたりの標準的な施設整備額（以下「標準単価」という。）を示したところである。

今般、平成16年11月の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行に伴う施設整備の進捗や、資材価格の変動等を踏まえ、標準単価を別添の通り改定したので連絡する。

については、たい肥舎等の施設整備コストの低減を図るため、畜産農家等による施設整備に係る指導、助言を行う上で、施設整備コストの指標として利用されたい。

また、補助事業の実施に当たっては、従前の通り、標準単価を施設整備コストの指標とし、標準単価を大幅に上回る場合にあっては、事業計画の協議時等にその理由を求めるとするので、了知願いたい。

なお、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局にあっては、このことを貴職から管内の各都府県畜産主務課長に連絡願いたい。

たい肥舎等建築コストガイドライン

(単位：千円/㎡・m³)

1 共同利用施設

区 分		単位あたりの施設整備額	
		一般地域	特別地域
たい肥舎 (発酵舎含む)	500 ㎡未満	3 4	3 8
	500 ㎡以上	3 1	3 5
屋根掛け	500 ㎡未満	2 1	2 4
	500 ㎡以上	1 8	2 1
尿貯留施設	1,000m³未満	3 0	3 0
	1,000m³以上	2 5	2 5
スラリータンク	2,000m³未満	2 0	2 0
	2,000m³以上	1 7	1 7

2 その他施設

区 分		単位あたりの施設整備額	
		一般地域	特別地域
たい肥舎 (発酵舎含む)	200 ㎡未満	2 4	2 6
	200 ㎡以上	2 2	2 4
屋根掛け	200 ㎡未満	1 9	2 0
	200 ㎡以上	1 8	1 9
尿貯留施設	400m³未満	2 4	2 4
	400m³以上	1 9	1 9
スラリータンク	700m³未満	1 5	1 5
	700m³以上	1 4	1 4

注 1. 工事費には施設の設計費は含むが、機械類の費用は含まない。

2. 地域区分は以下のとおりとする。

一般地域：特別地域以外の地域

特別地域：以下のいずれかに該当する地域

① 豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域

② 離島振興法第二条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法および奄美群島振興開発特別措置法ならびに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む）